

「法学部創立十周年記念号」の発刊に当って

法学部長 松山治郎

(一)

昭和三十九年四月一日、「駒沢大学法学部」が呱呱の声をあげた。以来、十年の歳月を送迎し、『法学論集』も十号を迎えることになった。一口に「十年ひとむかし」というが、「戦後の一年は戦前の十年に匹敵する」そうで、さしづめ本学部とその論集は、すでに百年の年輪を刻んだという計算になる。

事実、本学部は到底十周年を迎える学部とは思えぬほどの発展をとげた。現在、本学部は法律学科、同二部、政治学科の三学科を擁し、修士・博士課程を持った大学院法学研究科（公法学・私法学専攻）を備えている。さらに大学直属の機関として法学研究所が設立（四十七年度）され、その内容もますます拡充されつつある。

法学部十周年記念号の発刊に当って（松山）

そもそも、といつてはいささか大げさになるが、本学部の法律学科は本学の八十周年記念事業の一つとして設置されたものであり、政治学科は同じく九十周年記念事業の一つとして、昭和四十七年新設をみたものであった。こういふことを考えるならば、法学部発展の歴史は、すなわち本学発展の歴史であり、本学発展の歴史は、すなわち法学部発展の歴史でもあったわけである。

この間、昭和四十六年度には法律学科二部が設置され、向学心に燃えつつ昼間進学の機会に恵まれない勤労青年に、広く就学の機会を提供することになった。

ところで、法学部の発展は単に外見上の整備のみを意味しない。教授陣、講義内容、講座配当には格段の工夫がこらされており、その発展はいわば名実ともに備わったものなのである。

(二)

今日まで、法学部教育の推進に当り、本学部がとくに留意してきた点がいくつかあった。

まず第一は、今日多くの大学の通弊となっている、いわゆるマスプロ教育を如何に排除するかということだった。

このため本学では従来一般教育科目の一つとされていた「法学」(法律学科、同一部)と「政治学」(政治学科)をともに基礎教育科目とし、「法学概論」(法律学科、同一部)と「基礎政治学」(政治学科)の名称のもとに、小クラス制により一年次にこれを開講することになった。そして、右講座の担当者は、クラス主任として学生の学業、生活など万般にわたり、その相談に応ずることになっている。

第二は、新入学生に「大学生になった」という実感を与え、早くから専門科目への意欲をかき立てるよう留意したことである。法律学科と同一部の一年次に必修科目として「憲法」「民法」（総則）、選択科目として「民法」（親族）が、また政治学科一年次には必修科目として「憲法」、選択科目として「マス・コミュニケーション発達史」「海外政治事情」（東アジア圏、東南アジア圏、中近東アフリカ圏、北米圏、中南米圏、東欧圏、西欧圏）などが開講されているのもこのためである。

第三には、一般教育科目から専門科目への円滑な移行を配慮し、二年次に「プロゼミ」を設けたことである。法律学科のプロゼミは公法と私法の二種類とし、主として法律学一般の研究手法、条文の読み方、判例の引き出し方などを、政治学科のプロゼミにあっては政治学一般の研究手法、論文の書き方、研究発表の仕方などの指導を行っている。

これら一連の少数主義による講座は、三、四年次の「演習」へと引きつがれ、それをより効果あるものとし、大きく結実しているのである。

なお、法学研究所は研究部と研修部の二部があり、研究部は研究発表機関として活発な活動を続けている。研修部は司法試験コースと公務員試験コースとに分れ、それぞれ法律・行政専門職を志さず学生に対し、効果的な教育を行っている。その結果は、やがて法律・行政の各分野に有為の人材を送り出すに違いない。期待して待つべきものありとあっていいだろう。

こうみてくるならば、法学部はまさに順風満帆の発展をとげてきた、ということになる。それは創刊以来、十号を

数えるに至った『法学論集』の充実ぶりにも尙うことができよう。本号に「法学部創立十周年記念号」の十一文字を冠し、本学部の発展をあえて世に問う次第でもある。

現在の法学部の陣容は専門課程の専任教員だけで三十三名、来年度は法律、政治各学科の定員増にともない三十七名へと増加する予定である。その旺盛な研究・執筆意欲を一巻の論集に収容するには、いささか無理な話で、『法学論集』は本年度内に姉妹誌『政治学論集』を生み出すことになっている。さらに両論集がそれぞれ年二回刊行の運びとなる日も近いものと思われ、それは『法学部紀要』（年一回刊行）とともに、わが国の学会に大きな金字塔をうち立てるものと確信している。

(三)

順風満帆の発展……それは結果からみでの話であって、ことここに至る間には多くの困難を克服してきた、関係者の不断の労苦があったことを忘るべきではあるまい。栄光の歴史は、また労苦の歴史でもあるはずだ。法学部十年史に秘められた、その労苦のあとをかえりみる時、そこに見い出されるものは悔恨の苦渋ではなく、関係者が一致団結して難関を乗り越えきった友情の数々なのである。

こんど法学部何十年史かが編まれる時、おそらくその編者は、本学部の草創期の十年間を「数多くの労苦の中に協力の精華が遼乱と咲き誇った時代」と、こう書きしるすに違いない。

しかし、問題はこれからである。

——新時代に即応し、社会に開かれた大学、すなわち学部は如何に建設さるべきか？

——学部間のカベを打破し、総合大学としての妙味を發揮するにはどうすればいいのか？

——いわゆる学際領域の研究には如何なる方法を以てすれば、その成果を期待得るか？

——一般教育科目と専門教育科目の有機的関連性どのようにして確保するのか？

——研究能力、指導能力、管理能力を備えた後継者の育成は如何にあるべきか？

等々問題は山積している。その他、書き出せばきりが無いほど問題は踵を接している。大学人はこれらに対して自らの英智と責任において、しかも遅滞なく、具体案を用意しなければならぬ立場に置かれているのである。

さきの臨時国会当時、私の手許には少なからぬ大学の学部から、いわゆる筑波大学法案に対し反対意向を表明した文書が届けられた。「反対」も一つの識見には違ひなからうが、問題は「ではどうすればいいのか」ということだろう。反対には当然対案が用意されていなければならぬ。反対のしっぱなしでは、如何に善意に出発しようとも、結果は単なる反対のために反対に終わってしまうのである。

そうであってはならないと思う。われわれは、旧套を墨守することなく、しかも奇をてらうこともなく、本学の特色を十二分に生かしつつ、新時代の学部像をえがき出し、それをめざして着実な前進をとげたいものである。

「法学部十周年」は終着駅ではない。それはこんごの二十周年、五十周年、百周年へのスタート・ラインなのである。そのスタート・ラインに立ち、私は非才をかえりみることもなく、諸賢の驥尾に付し、敢えて前途への決意を新らたにするともに、各位がこの上ともご健勝で、研究に教育にご活躍あらんことを祈念するものである。終りに、

法学部十周年記念号の発刊に当って（松山）

vi

故物された先輩教授がたのご冥服を心からお祈り申し上げ、記念号の巻頭をけがさせていただくことにする。

昭和四十八年十一月六日、欧訪を前に

学部長室にて